

1 計画の基本理念

本市では、平成21（2009）年12月に制定した「八尾市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

〈八尾市男女共同参画推進条例の基本理念〉

1 男女の人権の尊重

男女が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることが必要です。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されることが必要です。

3 政策・方針決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

4 家庭生活との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されることが必要です。

5 身体・健康への配慮

男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されることが必要です。

6 国際的協調

男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向に留意して行われることが必要です。

2 計画の目標

本計画においては、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を踏まえ、性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

そのため計画の目標は、現計画の目標を尊重し、「誰もが^い生き^い活きと活躍できる共同参画社会へ」とします。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することにより、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会を実現していきます。

誰もが^い生き^い活きと活躍できる共同参画社会へ

性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画や多様性について、市民一人ひとりが理解を深めることが不可欠です。

そのため、基本目標は現計画の内容を受け継ぎながらその構成を見直し、男女共同参画推進の土台となる「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」を基本目標Ⅰとし、基本理念の実現をめざします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう子どもの頃から学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

特に、本市では固定的な性別役割分担意識は改善傾向がみられるものの、依然存在しています。男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を築くためには、社会全体での意識改革を図ることが重要であり、様々な分野への男女共同参画の意識啓発を重点施策と位置づけます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。多様な働き方を選択するためのサービスの充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、すべての人が安心して働くことが確保される環境づくりや各種制度の取得・普及の促進により、様々な分野で、女性が自分らしく活躍できるようにしていきます。

さらに、地域の場においても、一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるような環境づくりに取り組みます。

本市では、共働き世帯が増加している状況の中で、女性と男性で家事の分担意識にギャップが生じており、特にフルタイム同士の共働きにおいて女性と男性でのギャップが顕著にあらわれています。性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活の実現が重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を重点施策と位置づけます。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行うとともに、子どもの頃からデートDV^{*}の被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性を鑑み、男女共同参画の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

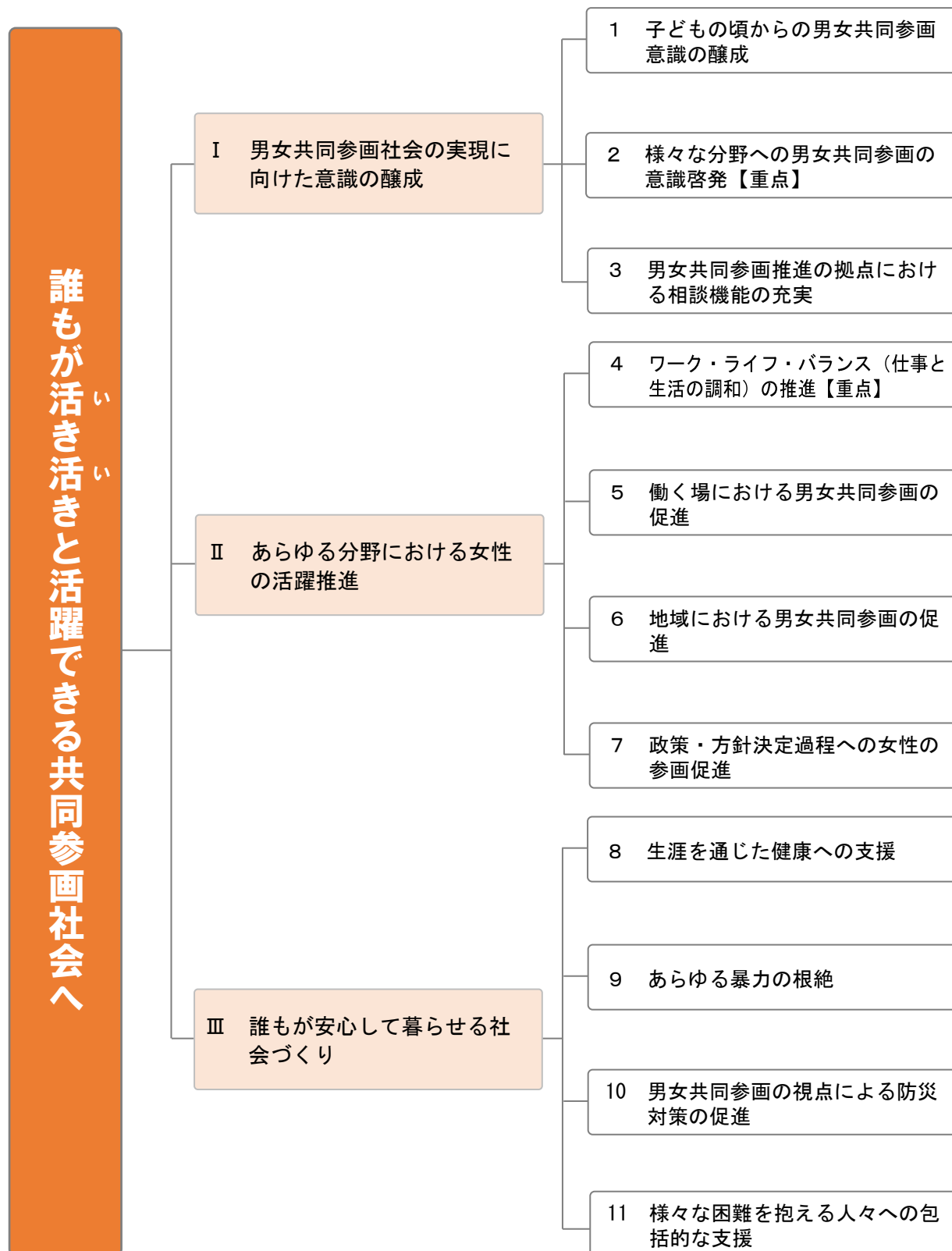
そして、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等を含む様々な人権課題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、包括的に相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

3 計画の体系

〔 計画の目標 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本課題 〕



※基本目標Ⅱを「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。

※基本課題9を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。